

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 5 号

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則（昭和３９年川崎市規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の８第１項」を「第２４３条の２の９第１項」に改める。

第２条中「第２４３条の２の８第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。